

# 令和7年度 明光学園・学校いじめ防止基本方針

2025年（令和7年）10月31日改訂

## 1. いじめ防止の基本的な考え方

本学園は、キリストの精神である「人は神の前に平等である」という人間観に基づき、人格教育を基盤にいじめの防止に取り組む。すべての教育活動を通じて、生徒自身が自己肯定感を育むことを第一の使命と捉える。「いじめは絶対に許さない」という認識を全職員が共有し、生徒たちも同じ意識を根付かせることが目標。搖るぎない価値観を形成するために、学園生活のあらゆる場面で指導と助言を継続して行う。いじめの早期発見を最優先とし、事実が確認された場合には放置せず、教職員全員での力を合わせて迅速に対応する。信頼関係に基づく人間関係を構築することに全力を注ぐ。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在席している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

※ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

## 3. いじめの防止・対策に向けて

いじめのない学校生活を送るために、また、いじめから一人でも多くの子どもを救うため、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」（「いじめの防止等のための基本的な方針」第1-1より）との認識に立ち、教育活動全般を通して、生徒は他者を尊重しいじめに向かわない資質を養うことを、教職員はいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る研鑽を重ねてゆくことを目指す。

また、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう」（「いじめ防止対策推進法」第1章第9条より）協力を求める。

## 4. 未然防止のための取り組み

- ・ **思いやりと尊重の心の育成**

道徳教育・宗教的情操教育・特別活動などを通じて、他者の立場に立って考え、思いやりをもつて行動する態度を育成する。

- ・ **信頼関係の構築**

教職員は日常的に生徒と温かい信頼関係を築き、繊細な変化にも気づくよう努める。

- ・ **啓発活動の推進**

ホール朝礼、HR、専門講話、掲示物等を通して、「いじめを許さない」学校風土を形成する。

- ・ **家庭との連携**

保護者との情報共有を密にし、いじめの未然防止に向けた共通理解を深める。

- ・ **自己肯定感の涵養**

学級・部活動等、生徒にとって居場所になる環境づくり

- ・ **規律の確立**

「やるべきことを、やるべきときに、きちんとする」生活態度の指導

## 5. 早期発見のための取り組み

- ・ **日常の観察と声かけ**

観察と声かけにより、生徒のささいな変化に気づけるようにする。

※ 気づいた情報は関係職員・保護者と共有する

- ・ **学級担任による面談**

必要に応じて随時個人面談を行う。

保護者を交えた三者面談を1・2学期の末に行う

- ・ **アンケートの実施**

「いじめアンケート」「部活動アンケート」「体罰アンケート」等により早期の兆候を把握する

- ・ **相談体制の整備**

担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を窓口に、生徒・保護者が安心して相談できる環境を整える

- ・ **携帯機器について保護者への呼びかけ**

使用上の家庭内ルール作りや使用状況の管理・監督を定期的に呼びかける

## 6. 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止のため校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、未然防止・早期発見・早期対応、重大事態等に対処する。

※ 平時（学期に1回）：校長・教頭・生徒指導部長・養護教諭

※ いじめ事案発生時：校長・教頭・生徒指導部長・養護教諭・該当生徒に係わる学年主任・担任・関係教員・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）

## 7. 早期対応の取り組み

### ・ いじめ事案の発生

いじめと疑われる訴え、相談、情報提供があった際、また、いじめと疑われる言動に接した際（この場合はその場でその行為をやめさせる）には、学級担任に報告する（覚知）

### ・ 事案の共有

担任 → 学年主任 → 生徒指導部長 → 管理職へ

※ 保護者へも連絡

### ・ 事案の再確認

担任、学年主任、生徒指導部長により、被害生徒または情報提供者への聞き取りを行い、いじめ防止対策委員会に報告

## 8. 組織的対応（いじめ防止対策委員会による対応）

### ・ 構成

校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・担任・養護教諭・関係職員（授業担当者、部活動顧問など）※ SC・SSW・弁護士

### ・ 対応手順

#### ① 情報の集約・整理

#### ※ 重大事態の場合

判断基準（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

生命・心身または財産に重大な被害が発生したとの疑い

相当期間の欠席（※）を余儀なくされている

（※）相当期間の欠席については、「福岡県いじめ問題総合対策（令和7年度版）」に基づき30日を目安とする

重大事態が発生した場合、校長は直ちに事実関係の把握を行い、被害生徒の安全を最

優先に措置を講じる。同時に、学校設置者に速やかに報告し、校内いじめ防止対策委員会を中心に、組織的な対応を開始する。一人の命が軽んじられることのないよう、全職員が連携して初期段階から迅速かつ誠実に対応する。

- ② 事実確認に向けた調査方法・分担決めを
- ③ 調査作業（被害生徒・加害生徒・保護者・情報提供者・周囲の生徒）
- ④ 事実関係の把握（認知）
- ⑤ 対応・指導方針決め / 対応・指導体制の確立
- ⑥ 対応・指導の開始（被害生徒・加害生徒・保護者・周囲・職員・関係機関）

※ 行政・警察・児相など

- ・ **被害生徒への対応**

- ① 被害生徒に非はないことを伝える。
- ② 信頼できる周囲の人と連携し、被害生徒の不安を取り除く努力をするとともに、安心・安全な学校生活の確保を行う。
- ③ 保護者と協力し、解消に向けた支援をする

- ・ **加害生徒への対応**

- ① いかなる理由があっても、いじめは許されないことを指導する。
- ② 当該学年団はもとより、授業担当者や部活動紺等、関係する教職員で加害生徒の言動を見守り、再発を防ぐ努力をするとともに、生徒の健全な人格形成に向けて継続的な指導・助言を行う。

- ・ **保護者への対応**

被害生徒、課外生徒のいずれについても、保護者との連絡を密にとり、解消に向けた支援、指導への理解、協力を求める。

- ・ **いじめが起きた集団への働きかけ（周囲への働きかけ）**

いじめの傍観者に対しても、自分たちの問題として捉えさせ、望ましい集団生活（互いの存在を尊重し合える集団）のあり方を考えさせる。

- ・ **職員への働きかけ**

職員会議等を通して発生事案の周知、共有を行い、対応・指導への理解と協力を求める。同時に今後のいじめ防止対策に生かすものとする。

- ・ **関係機関への働きかけ**

- ① 重大事態については、発生、調査、対応経過等、県知事・法人理事会に必ず報告する
- ② 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、所轄警察署とも連携して対応する
- ③ 必要に応じて、教育委員会、児童相談所、医療機関等と連携して対応する

## 9. 収束への取り組み

- ・ **継続的支援・指導**

被害生徒・加害生徒への支援・指導を、必要性がなくなるまで（下記「収束の判断-②」）継続して行う

- ・ **収束の判断**

- ① 収束の判断

「いじめ防止対策委員会」で行う

- ② 収束の判断基準（「福岡県いじめ防止基本方針（平成30年2月改訂）」より）

いじめ行為の止んでいる状態が3ヶ月継続されている

被害者が心身の苦痛を感じていない

## 10. 再発防止・未然防止への取り組み

事案の収束後は、学校として対応の検証を行い、再発防止に向けた具体的な改善策を講じる。

同時に、傷ついた関係の回復を大切にし、互いに赦し合う共同体としての学校の在り方を再確認する。全ての生徒が尊重され、安心して学ぶことのできる環境をつくり、守り続けることを使命とする。

事案の検証

事案の記録・管理保存

学校いじめ防止基本方針の見直し

職員への報告・職員研修

生徒への啓発：全校ホール朝礼・学年HR・クラスHR・専門家による講話等